

## 錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成26年6月20日(金) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄

〃 12番 貫見 和洋

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第10号 農地法第5条許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第13号 非農地証明願について

議 長 只今より平成26年度第3回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。  
本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に15番 落司委員と16番 畠中委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問はございませんか。

全委員 (発言なし)

議 長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。  
それでは附議事項に入ります。

「議案第10号 農地法第5条許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第10号 農地法第5条許可申請について説明いたします。  
受付番号2号につきましては、売買によって、太陽光発電設備を設置するために、現況の畑から太陽光発電施設へ変更するものです。

申請者は、6月1日付けでM・Sから社名が変更になった譲受人の株式会社Mさん 鹿屋市に拠点を置く事業体と、宿利原自治会在住のY・Tさん連名による申請となっています。

申請地は、馬場字今別府3642番、地目は畑、地籍は15, 587㎡  
の内、9, 899㎡で、現在分筆登記の申請中で、地番は3, 642番2となる予定でございます。

この申請地の山林部分については、議案第13号、受付番号2号で非農地証明願も提出されている案件です。

4ページから8ページにかけて、位置図、事業計画書を添付してありますので、確認をお願いします。

この件に関する担当調査員は、11番宿利原員です。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、調査報告について、11番の私が行います。

11番 宿利原委員 この土地は、前から上がっていましたK・Aさんの畑の隣の畑で、この畑は前からシキミが植えてありまして、もう契約も切れて、お金を払うことも4・5年無くて、そのまま「やぼ」になっておりましたが、この件が上がってきたものでございます。なんら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ただいま調査報告をしましたが、議案第10号について質疑はありませんか。

18番 安水委員 これは町の例の助成事業との関係は。しきみの植え付けは。

11番 宿利原委員 だったんですが、もう「やぼ」になって

18番 安水委員 補助金的なものはどうなるんですか。

事務局 申請を受けられた方が実際こちらにいらっしゃらないんですよ。K市の方なんです、もう数年前からいらっしゃらなくて。

11番 宿利原委員 音沙汰なしだったんですよ。もう「やぼ」になって。

18番 安水委員 しきみ組合が何とかという話は、前々回でも出てきていたが。

事務局 組合の方ではもう落すと、償却資産から。

18番 安水委員 それでよければ皆それでよかったんじゃないかと思うんですが。

11番 宿利原委員 前のI・Mをしたときは、引き抜いて。

18番 安水委員 貰い手がいたから移したというような感じでしたが。

11番 宿利原委員 もうこちらにいないんですよ借りた人が。そしてもう契約も切れて。

18番 安水委員 まあ言えば、そこを抜いて移植するというふうで許可が下りたんでしょうが、今回の場合は廃棄処分となった時に。

事務局 ほとんど残っていないです。

18番  
安水委員 枯れたということで処理をするんですか。

11番  
宿利原委員 枯れてどしこも残っていないです。

18番  
安水委員 わかりました。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

これから、「議案第10号 農地法第5条許可申請について」を採決します。  
お諮りします。

議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第10号」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請についてを説明いたします。

資料は10ページになります。

受付番号3号の譲渡人はE・Tさん、K自治会の方です。

申請地は、城元字池ノ尾4,611番1、地目は畑、地籍は2,410㎡です。

譲受人のK・Mさんは、K自治会の方です。

Kさんの経営状況は、世帯員2、労働力2で、自作地が23,902㎡、小作地7,720㎡で、葉タバコ、干し大根を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック、管理機、2tダンプ、甘藷ハーベスター各1台となっています。

担当調査員は、18番 安水委員です。

次の受付番号4号の譲渡人は、I・Tさん、F自治会の方です。

申請地は、馬場字寺前ノ上2022番、地目は田、地籍は765㎡です。

譲受人のA・Yさんは、O・K自治会の方です。

Aさんの経営状況は、世帯員8、労働力4で、雇用が47人で83日、自作地が26,941㎡、小作地9,955㎡で、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は270日、農業機械の所有状況は、トラック、管理機が各3台、トラクター、茶摘採機、耕運機が各1台となっています。

担当調査員は、10番 平原委員です。以上です。

議長  ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

初めに、受付番号3番について、18番 安水委員、お願いいたします。

18番 安水委員  説明いたします。この件につきましては、池田の池田団地内にある土地でありまして、E・Tさんが高齢のために譲りたいということだったんですけれども、現在、契約する前にK・Mさんがここは永年借りておられまして、その中で本人さんと名義が変わり次第買えたらいいのになあということだったんですけれども未だそこまで相談が行かなくて、Mさんからのあっせんが、買いたいんだがというあっせんも出ていたところでした。Eさんの方の名義も変わりまして、K・Mさんが買うということで、K・Mさんにつきましては、K自治会に住まわれている65歳の方で、たばこ、甘藷、干し大根と規模的にも沢山経営されていらっしゃる。機械も充実していますし、仕事につきもして自分の自作地並びに小作地も借りておられますが、充管理されておられます。それと錦江町に定める条件にも合っていると思いますので、何ら問題は無いと思います。担い手の推薦にもなっていますので、何ら問題は無いかと思ひます。契約金額につきましては、全部で120万円ということで契約いたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長  ありがとうございます。

次に、受付番号4号について、10番 平原委員、お願いいたします。

10番 平原委員  報告いたします。これは先月あっせんが上がったもので、あっせん成立でございます。Aさんにつきましては今回認定農業者になられて、一生懸命綺麗にされております。場所については、Rからまっすぐ上に上がったところの右側です。親子で一生懸命茶を作っておられ、もうここも茶も植えてあります。茶農家としては県でも優秀と聞いております。何ら問題は無いかと思ひます。以上です。ちなみに金額が全部で135万円です。

議 長            ありがとうございます。  
                  ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、議案11号について質疑はありませんか。

委 員            (委員の中から「なし」の声)

議 長            質疑なしと認めます。  
                  これから、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を採決します。  
                  お諮りします。  
                  議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員            (委員の中から「異議なし」の声)

議 長            異議なしと認めます。  
                  したがって、「議案第11号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長            次に、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。  
                  お諮りします。  
                  会議資料のとおり、今回は36筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。

委 員            (委員の中から「なし」の声)

議 長            異議なしと認めます。  
                  それでは、「議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号47号から58号までを議題とします。  
                  事務局の説明をお願いいたします。

事務局            それでは、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のう

ち、受付番号47号から58号までを説明いたします。

先ず、受付番号47号、48号までの貸し人は、有限会社H、H自治会に拠点を置く事業体です。

申請地は、

47号が、田代川原字ロサイ2, 131番6、地目は畑、地籍は4, 754㎡

48号が、田代川原字ロサイ2, 131番7、地目は畑、地籍は3, 150㎡で、2筆の合計は7, 904㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成28年7月31日まで、小作料は全部で128, 694円となっています。

借り人は、M・Kさん、B自治会の方です。

経営状況は、世帯員7名、従事者4名、自作地121, 365㎡、小作地7, 904㎡で、お茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、管理機、摘採機、防除機各1台となっています。

次の、受付番号49号、50号の貸し人は、K・Zさん、T自治会の方です。

申請地は、

49号が、田代麓字井手平3, 265番1、地目は田、地籍は1, 232㎡

50号が、田代麓字井手平3, 265番2、地目は田、地籍は2, 372㎡で、2筆の合計は3, 604㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成31年12月14日まで、小作料は10a当たり5千円となっています。

借り人は、N生産組合さん、M町に拠点を置く事業体です

経営状況は、構成員8名、雇用が24人で、年間6, 336日、自作地55, 934㎡、小作地68, 988㎡で、肉用牛、豚、水稻を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、耕運機4台、草刈り機10台となっています。

受付番号47号から50号までの、担当調査員は1番 近川委員です。

事務局

次の受付番号51号の貸し人は、K・Sさん、B自治会在住の方です。

申請地は、

田代麓字崩内2, 342番1、地目は田、地籍は3, 260㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成31年12月14日までで、小作料は米3俵となっています。

借り人は、K・Aさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、自作地6, 867㎡、小作地1, 111㎡で、水稻、生産牛を主体とした経営をされています。



農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、ロールベラー、モア、軽トラック、反転機各1台となっています。

担当調査員は、9番 樋渡委員です。

事務局

次の、受付番号52号、53号の貸し人は、H・Rさん、S自治会在住の方です。

申請地は、

52号が、馬場字寺前ノ上2，021番1、地目は田、地籍は1，675㎡

53号が、馬場字寺前ノ上2，021番2、地目は田、地籍は566㎡

で、2筆の合計は2，241㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で55，000円となっています。

借り人は、A・Yさん、O・K自治会の方です。

経営状況は、世帯員8、労働力4で、雇用が47人で83日、自作地が26，941㎡、小作地9，955㎡で、茶、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は270日、農業機械の所有状況は、トラック、管理機が各3台、トラクター、耕運機、茶摘採機、防除機が各1台となっています。

担当調査員は、10番 平原委員です。

事務局

次の受付番号54号の貸し人は、N・Iさん、H自治会在住の方です。

申請地は、

田代麓字原田3，001番1、地目は田、地籍は1，732㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成31年12月14日まで、小作料は1万9千円となっています。

借り人は、S・Tさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が2名で60日、小作地707㎡で、野菜、イチゴ、ゴーヤを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

担当調査員は、12番 貫見委員です。

事務局

次の受付番号55号、56号の貸し人は、D・Tさん、D・N自治会在住の方です。

申請地は、

55号が城元字三角4，700番1、地目は畑、地籍は4，870㎡

56号が城元字三角4，700番3、地目は畑、地籍は2，792㎡

で、2筆の合計は7，662㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成28年12月14日まで、小作料は10a当たり1万2千円となっています。

借り人は、T・Yさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が2名で600日、自作地14,361㎡で、甘しょを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、管理機各1台となっています。

次の受付番号57号、58号については、先月の総会で審議して頂きました議案第5号に関する利用権の設定です。

57号が城元字池ノ尾4,620番4、地目は畑、地籍は2,034㎡

58号が城元字池ノ尾4,620番5、地目は畑、地籍は2,640㎡

で、2筆の合計は4,674㎡となっています。

この件については、農地中間管理機構の特例事業により、鹿児島県地域振興公社が一時取得しました農地について、K・Tさんに貸し付けるものです。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成29年6月30日まで、小作料は10a当たり7千円となっています。

K・Tさんの経営状況は、世帯員5名、従事者3名、自作地38,158㎡、小作地23,930㎡で、タバコ、甘しょ、大根を主体とした経営をされています。農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター4台、軽トラック、管理機各3台となっています。

受付番号55号から58号の、担当調査員18番 安水委員です。

以上です。

議長  ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

まず、受付番号47号から50号について、1番 近川委員、お願いいたします。

1番 近川委員  それでは47番、48番を説明いたします。M・Kさんでございますが、この人はお茶を専門にされていらっしゃる。農地その他も良く手入れをされ管理されていらっしゃる。意欲と能力も充分ございまして、また、後継者もおりまして、模範的な経営をされておりまして、何ら指摘するようなこともございません。

1番 近川委員  次に49番、50番でございますが、いつも出ていますN生産組合でございますが、ここも有限会社として農地も良く利用されておりまして。全ての条件も満たしておりまして、意欲と能力も充分ございまして、管理も良くされておりまして。

非常に適切にされていまして、皆さん方の審議をお願いします。以上で終わります。

議 長             ありがとうございました。  
                  次に受付番号51号について、9番 樋渡委員、お願いいたします。

9番  
樋渡委員         51号を説明します。この件はK・Aさんがもう20年以上前から耕作されておりまして、今回地籍が始まりまして、Kさんの方から利用権設定を組んでくれないかとお願いがあつて、今回、K・Aさんをお願いして利用権設定を組んだ物件なんです。K・Aさんにおいては、私としては認定農家を目指してくれないかというぐらいの頑張り屋さんなんです。中々もう一つというところで、田んぼ・畑は畜産農家としては綺麗に管理されている方だと私は思っています。それと利用権設定を組むに当たり十分な能力を要していると思いますので、何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長             ありがとうございました。  
                  次に受付番号52号、53号について、10番 平原委員、お願いいたします。

10番  
平原委員         52号、53号は、Aさんは先ほど出てきた方で、何ら問題は無いかと思っております。先ほどの田んぼとこれとは同じ場所です。大体これを合わせて先ほどののと3反ぐらいになると思います。1枚になっております。Aさんについては先程説明しましたので、何ら問題は無いかと思っております。以上です。

議 長             ありがとうございました。  
                  次に受付番号54号について、12番 貫見委員、お願いいたします。

12番  
貫見委員         説明いたします。54号の借り人のSさんはハウス園芸を専門にされている方でありまして、農地の利用状況も大変良いようでありまして、また、意欲と能力もあられる方で、問題は無いかと思っております。お願いします。

議 長             ありがとうございました。  
                  次に受付番号55号から58号について、18番 安水委員、お願いいたします。

18番  
安水委員         報告いたします。55号、56号の相手のT・Yさん、認定農業者でもございます。意欲能力問題なく畑の方も充分管理されていますので、間違い無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

18番 安水委員 57号、58号につきましては、先月の定例会に出ました分ですので、K・Tさん、認定農業者でもございます。買うということで、これについても問題ないと思いますのでよろしくお願いいたしますと思います。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、受付番号47号から58号について、それぞれの担当調査員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。  
これから、「議案第12号のうち、受付番号47号から58号までを採決します。  
お諮りします。  
議案12号のうち、受付番号47号から58号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号47号から58号については、原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号59号から73号までを議題とします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号59号から73号までを説明いたします。

事務局 まず、受付番号59号から61号について、説明いたします。  
この3件の貸し人はK・Tさん、K市在住の方です。  
申請地は、  
59号が、馬場字天松院ノ下1, 935番2、地目は田、地籍は1, 202㎡

60号が、馬場字天松院ノ下1, 938番1、地目は田、地籍は344㎡  
61号が、馬場字寺前ノ上2, 035番1、地目は田、地籍は248㎡  
で、3筆の合計が、1,794㎡となっています。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で米(粳)7俵となっています。

借り人は、Y・Yさん、K・K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名で、自作地5,256㎡、小作地10,991㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日です。農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、芋植機、管理機、軽トラック各1台となっています。

事務局

次に、受付番号62号について説明いたします。

貸し人がK・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字琵琶ノ崎5,202番 地目は畑、地籍は5,140㎡です。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成29年12月14日まで、小作料は、3万円となっています。

借り人は、O・Nさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が10名、小作地75,000㎡でシキミを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日です。農業用機械の所有状況は、草刈り機3台、軽トラック2台、モア、動噴各1台となっています。

事務局

次に、受付番号63号について説明いたします。

貸し人がI・Hさん、K・S在住の方です。

申請地は、神川字琵琶ノ崎5,214番1、地目は畑、地籍は4,550㎡です。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成29年12月14日まで、小作料は、3万円となっています。

借り人は、受付番号62号と同じ、O・Nさんです。

事務局

次に、受付番号64号について説明いたします。

貸し人がI・Rさん、K・S在住の方です。

申請地は、神川字琵琶ノ崎5,250番1、地目は畑、地籍は3,251㎡です。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成29年12月14日まで、小作料は、2万3千円となっています。

借り人は、これも受付番号62号と同じ、O・Nさんです。

事務局

次に、受付番号65号から70号について説明いたします。

貸し人がF・Kさん、K・K在住の方です。

申請地は、

65号が、神川字屋敷迫7, 415番1、地目は畑、地籍は823㎡

66号が、神川字屋敷迫7, 415番3、地目は畑、地籍は458㎡

67号が、神川字屋敷迫7, 415番6、地目は畑、地籍は914㎡

68号が、神川字屋敷迫7, 415番7、地目は畑、地籍は684㎡

69号が、神川字屋敷迫7, 433番1、地目は畑、地籍は1,023㎡

70号が、神川字屋敷迫7, 433番2、地目は畑、地籍は1,070㎡

で、6筆の合計が4,972㎡です。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成29年12月14日まで、小作料は、全部で3万5千円となっています。

借り人は、受付番号62号と同じでございます。

事務局

次に、受付番号71号について説明いたします。

貸し人がT・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、神川字琵琶ノ崎5, 213番、地目は畑、地籍は4,029㎡です。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成29年12月14日まで、小作料は、3万円となっています。

借り人は、受付番号62号と同じでございます。

事務局

次に、受付番号72号から73号について説明いたします。

貸し人がA・Hさん、A自治会在住の方です。

申請地は、

72号が、城元字中ノ迫3, 470番3、地目は畑、地籍は2,884㎡

73号が、城元字中ノ迫3, 470番4、地目は畑、地籍は1,692㎡

で、2筆の合計が4,576㎡です。

貸付期間は、平成26年6月21日から平成29年12月14日まで、小作料は、全部で4万円となっています。

借り人は、受付番号62号と同じでございます。

受付番号59号から73号までの担当調査員は、19番 徳永委員です。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

59号から73号までを19番 徳永委員、お願いいたします。

19番  
徳永委員

報告します。先ず59号から61号の物件ですが、貸し人のK・TさんはF市の大学に在学中の方で、今まで別の方が作っておられたところ借り人の方が、Mさんを紹介して、で、Mさんと話が済んだ場所です。KさんはKの地域で手広く耕作をされております。管理の方も充分されておりますので、問題なかろうかと

思います。場所はRの前を真っ直ぐ行った一番突き当りの場所です。

19番  
徳永委員

それから、62号から73号までは、全てシキミの契約です。この物件は、Y・Sさんが事前に今まで契約して、去年の12月でYさんの契約期間が切れた場所の物件です。O・Nさんがその場所を、物件を引き続いて借りたいということの話がありまして、6月7日土曜日に地権者の方に集まって頂いて集合交渉といたしますか、そういう形で一人ずつ交渉してまとめた内容の物件です。Oさんの方は、W県の方からK市の方へご家族全員で転居されましてKから駆けてくると、従業員は4名ですけれども、この75,000㎡を、現地採用で6名、合計10名、本人さん達を入れて12名で管理していくという内容です。契約期間を29年12月までの3年間とした理由は、Yさんが契約していた物件が半分以上「やぶ」になっていたり、あるいは植え直さなければならない場所があるものですから、とりあえず3年の契約にして、管理状況あるいは樹木の生育状況こういうのを良く見極めて、3年後に改めて5年なり10年なりの再契約をしたらどうかと。いきなり10年ではなくてですね。そういうことから全員3年契約ということしております。個別の貸し人の方々は全て高齢者あるいは町外に在住ということですので、Aさんだけは町内ですが、とりあえずOさんと契約を結んだという内容の物件です。3年間ですのでOさんの方が、この物件全部をどういうふう管理するかですが、農業委員会の方も注意しながら監視をして行けばなあという物件です。個別の内容は省きますが、1反当り大体7千円を目途にした契約内容しております。よろしく審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議長 ただ今、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

? これで全部じゃないんでしょ。

19番  
徳永委員

Y・Sさんが契約で農業委員会を通じた分はこれだけです。これ以外にも農業委員会を通じてした分はありますが、その物件はこの日の会で再契約をしないということ。

9番  
平原委員

他の分は。

19番  
徳永委員

はい。そうなっています。これに載っていない人はですね。個別の直接契約の分については農業委員会はタッチしないということしております。

9番  
平原委員

闇ということですね。

19番  
徳永委員  
事務局

その分は今後どうなるかわかりません。

あと2件ですね。そのYさんが契約していた所が6月の7日に話がまとまらなかった分というのが先日また話し合いをしまして、来月の定例会で出す予定です。

農業委員会を通していた分です。個人の契約の分については、個人どおしで話し合いをして頂くということで、こちらからはタッチしないということです。

5番  
厚ヶ瀬委員

今まで貸し人の方は貸していたけれど、Y君からは借地料もなにも貰っていないんですよ。このOさんに関しても、他の所ではどうなんだろうかと心配しているんですが。

事務局

一応ですね。今回再契約をするにあたってですね。農業委員会を通じた方のみなんですけど、Yさんが未払いであった分であった地代については、全額ではないんですけども、おおかたOさんの方が肩代わりして債権があった方には支払いをされています。それを前提として契約をしましたので。

19番  
徳永委員

問題として質問がでていますが、今後の支払いの問題ですが、3年としたところはそれもあります。今後の状況を見るという意味で3年です。

5番  
厚ヶ瀬委員  
事務局

なんか貸し人の方はかわいそうなんですよ。

それを含めて、今回は契約期間3年間様子を見ましょうということで、現地の回復と、それから現況に返すことで、地代を実際払って行かれるかどうかという不安もあるということで期間を短めに設定をしています。

5番  
厚ヶ瀬委員

現在の状況を見ても、収穫できるような状態でもないですよ。枯れたりしているから。

19番  
徳永委員

苗木はですね。Kの方に既に用意してあるらしいので、少々欠損があっても大丈夫と。そうすると2年間ぐらいは製品にならないんだけど、その間も支払いはして行かなければならないと、そういうことを本当の実行してくれるのかどうかということを含めて3年としたところです。

10番  
平原委員

今までは、Yさんという方が契約をして口頭約束で、今度は新たにやるわけですよ。



19番 口頭契約の分は、今回は一切タッチしておりません。全て10年・11年前に農業委員  
徳永委員 業委員会を通じて契約した分だけの方です。口頭契約の分はタッチしておりません。

来月出る2件というのは、この全員集まって頂いた時に保留になった方です。もう少しお互いにもっと詰めてみたいという保留の物件です。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

これから、「議案第12号のうち、受付番号59号から73号までを採決します。

お諮りします。

議案12号のうち、受付番号59号から73号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号59号から73号については、原案のとおり決定しました。

議長 ここで、T委員の退席をお願いいたします。

(T委員退席)

議長 次に、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号74号から82号までを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号74号から82号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号74号から76号の貸し人が、O・Hさん、N自治会在住の方です。

申請地は、

74号が、田代麓字藤野4, 600番、地目は田、地籍は1, 623㎡

75号が、田代麓字立神5, 159番1、地目は田、地籍は6, 627㎡

76号が、田代麓字立神5, 159番6、地目は田、地籍は79㎡

で、3筆の合計は8, 329㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で2万円となっています。

借り人は、T・Tさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員7名、従事者4名で、自作地62, 044㎡、小作地62, 330㎡で、お茶、レタスを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日です。農業機械の所有状況は、トラック5台、摘採機2台、防除機、中刈機各1台となっています。

事務局 次に、受付番号77号から82号の貸し人が、K・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は、

77号が、田代麓字大浦地4, 623番、地目は田、地籍が864㎡

78号が、田代麓字大浦地4, 624番、地目は田、地籍が609㎡

79号が、田代麓字大浦地4, 627番、地目は田、地籍が953㎡

80号が、田代麓字大浦地4, 629番、地目は田、地籍が942㎡

81号が、田代麓字大浦地4, 637番、地目は田、地籍が504㎡

82号が、田代麓字大浦地4, 639番1、地目は田、地籍が360㎡

で、6筆の合計は4, 232㎡です。

貸付期間は、平成26年7月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で1万2千円となっています。

借り人は、74号から76号までと同じ、T・Tさんです。

受付番号74号から82号までの、担当調査員は20番 基委員です。

以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

受付番号74号から82号までを、20番 基委員、お願いいたします。

20番 基委員 それでは報告いたします。新規契約ということで、今回は別な人が借りておりましたけれども、74から76、ここは今回は玉ねぎの苗を作って2年ほど借りておられましたけれども、去年の暮れごろから、それが出来ないということで荒れておりました。そういう所でございます。

20番 基委員 77から82は、川を挟んで向かい側、Y工場の横です。川向いで両方とも同じ良い場所でございますけれども、さっきKさんの所ではレタスをやっていたら

しゃるとおっしゃいましたけれども、今回が初めてで、今までは茶専業でございました。NのOさんの部分は今度はキャベツを作るということです。茶の裏作で頑張ってみようかなあという本人の頑張りでございます。条件等につきましては、皆様もご存じのとおり、農業委員であり大丈夫だと思います。条件はクリアしていると思います。よろしくお願いします。

議 長                    ありがとうございます。  
                          ただ今、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

10番                    これはあまりにも安しが、米は作らんとお。  
平原委員

20番                    米は作らないということでした。  
基  委員

10番                    これだけで。  
平原委員

20番                    はい。  
基  委員

10番                    わかりました。  
平原委員

議  長                    他に質疑はありませんか。

委  員                    (委員の中から「なし」の声)

議  長                    質疑なしと認めます。

これから、「議案第12号のうち、受付番号74号から82号までを採決します。

お諮りします。

議案12号のうち、受付番号74号から82号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委  員                    (委員の中から「異議なし」の声)

議  長                    異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号74号から82号については、原案のとおり決定しました。

議  長                    ここで、T委員の入室を求めます。

(T委員入室)

議 長 しばらく休憩します。

休 憩

議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長 次に、「議案第13号 非農地証明願について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第13号 非農地証明願について」説明いたします。  
資料は17頁からになります。

受付番号1号の申請人は、M・Mさん、M自治会在住の方です。

申請地は、神川字村ノ前7083番1、地籍は1, 371㎡で、地目は台帳は畑となっていますが、現況は雑種地になっています。

13日に立ち合いを求めまして、厚ヶ瀬委員、事務局職員2名で現地調査を行ったところでございます。

担当調査員は、5番 厚ヶ瀬委員です。

事務局 次の、受付番号2号の申請人は、Y・Tさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、馬場字今別府3, 642番、地籍は15, 587㎡の内、5, 688㎡で、地目は台帳では畑となっておりますが、現況は山林であります。

この件につきましても、先ほど議案10号の方で審議をして頂いたところと場所は同じでございます。

担当調査員は、11番 宿利原委員です。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず、受付番号1号について、5番 厚ヶ瀬委員、お願いいたします。

5番 厚ヶ瀬委員 報告いたします。ただ今、事務局の方で説明がございましたとおりで、13日の日に現地調査を行いました。この物件は15年以上前に売買の方は済みまして、買われた方が住宅を予定されとったみたいで、住宅の準備をバラスを大分敷いて行っているようでございました。その後、住宅の建設もなされずに現在に至っている訳ですが、周りも竹等が生い茂って、真中部分はカヤ等が茂っていて、現在コンクリートブロック等が置かれたり、小屋が置かれたりして荒れている状態でございます。これをバラスを取り除いてやるには、相当な費用・労力等があるかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
次の受付番号2号については、11番の私が行います。

11番 宿利原委員 先程も出てまいりましたが、この物件については13日に平原委員と事務局と調査しましたが、この土地は山林となっております、何ら疑義はないかと思いますが、先ほど申し忘れてましたが、お金の方は全部で400万円程度とっております。以上です。

議 長 ただ今、それぞれの委員から調査報告がありましたが、何か質疑ありませんか。

17番 寺田委員 このY・Tさんの場合は、ソーラーと違ごとけ。

11番 宿利原委員 ソーラーと同じで、畑と山と別れて。

事務局 23ページを見て頂ければわかると思うんですが、23ページの図面の方で、左側の方が転用の申請を5条で行った分になります。そして右側の部分が今回非農地ということで、山林で証明願いがあったところであります。

これはもともと1筆になっていきますので、いま分筆の登記を申請をされているところです。山林の方が3642の1、現在畑の部分が3642の2ということで申請中であります。

議 長 他にありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これから、「議案第13号」を採決します。  
お諮りします。  
議案13号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、「議案第13号 非農地証明願について」は、原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、平成26年6月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

15番

16番

議事録調整者 窪 和人